

4. 基本方針に基づく施策

基本目標の達成に向けて、4つの基本方針の下に、次の26の施策に取り組みます。

基本方針	施策	展開状況
基本方針 1 3Rの推進	1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援	継続
	1-2) 広報機能の充実	継続
	1-3) 環境教育(学習)の推進	継続
	1-4) 市民団体等との協働	継続
	1-5) 生ごみ減量化の推進	継続
	1-6) リサイクルバンクの運営	継続
	1-7) 集団資源回収の推進	継続
	1-8) 資源物収集の品目拡大の検討	継続
	1-9) グリーン購入の推進	継続
	1-10) 事業系食品残渣再利用の推進	新規
	1-11) 古着・古布及び小型家電の拠点回収	新規
基本方針 2 適正なごみ処理の確保	2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保	継続
	2-2) 民間処分業者の活用	継続
	2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理	継続
	2-4) 地域生活環境の保全	継続
	2-5) 事業系ごみの適正処理	継続
	2-6) 大規模災害時のごみ処理体制の確保	新規
基本方針 3 市民の視点に立った ごみ処理システムの構築	3-1) ごみ処理手数料の減免拡大	継続
	3-2) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討	継続
	3-3) 燃やせるごみの早期収集	継続
基本方針 4 経済的・効率的な ごみ処理の推進	4-1) 施設の維持管理の推進	継続
	4-2) ごみ処理業務の委託拡大	継続
	4-3) 環境クリーンセンター処理手数料の検討	継続
	4-4) 広報誌等への有料広告掲載の募集	継続
	4-5) 新しいコスト計算法の導入研究	継続
	4-6) 収集手法・収集区分等の検証	新規

基本方針 1 【3Rの推進】

(広報等による教育・啓発)

1-1) 発生・排出抑制の啓発・支援

ごみの発生や排出を抑制するためには、ごみとなるものを持ち込まない、余分なものは買わない、繰り返し使えるものや長持ちするものを買う、大事に扱うなど、市民自身のライフスタイルを見直し、行動することが求められることから、これまでマイバッグ持参運動を推進してきました。

今後は、新たにマイはし・マイボトル持参運動や、洗剤などの詰め替え容器の使用を推進するほか、各家庭で実践しているごみの減量化の手法やアイデアを募り、これらの取り組みを普及させることで、家庭ごみの減量化につながるよう、啓発に努めます。

また、食品等の販売時に不要なトレイを使わないノートレイ運動の推進を店舗や市民に働きかけていくほか、スーパーマーケット等で実施している食品トレイ等の店頭回収を啓発していきます。

1-2) 広報機能の充実

ごみ分別・排出ルールの徹底や、3Rの啓発等のごみ処理に関する情報提供については、広報えべつ、分別の手引き・収集日カレンダー、ごみコミえべつ、ホームページのほか、その都度、パンフレット等を発行し、市民への周知・啓発に努めてきました。

今後は、民間団体が取り組んでいるフリーマーケットや慈善バザーなどによる衣類等のリユース活動のほか、事業者による廃食用油や資源物の回収ルート等の情報についても、市民活用がより進むよう分かりやすく提供していきます。

また、他の自治体では、スマートフォンなどを活用したごみの分別ガイド等の効果的な啓発手法を導入していることから、江別市においても導入を検討します。

1-3) 環境教育（学習）の推進

(1) 環境教育教材等の充実

循環型社会の形成に向けた知識や行動を多くの市民に習得してもらうため、学校や自治会など様々な場面で活用できる分かりやすい教材・資料等を作成・配布するほか、ごみ減量に関するキャラクターやキャッチフレーズの導入の検討などして、環境やごみの減量化の重要性を身近に感じられるように啓発に努めます。

(2) 施設見学の充実

環境クリーンセンターやリサイクルセンター等のごみ処理施設では、従来より学校や自治会などの団体を中心として施設見学を受け入れし、毎年多くの団体に施設機能等を説明してきましたが、3Rの推進についてより広く市民に理解してもらうため、市民個人を対象としたごみ処理施設見学会を開催するなど施設見学を充実します。

(3) 出前講座の充実

市民のごみ減量やリサイクルの取り組み促進については、広報やリーフレット等による情報提供も大事ですが、相対して直接伝えられる出前講座方式が理解を深める上で有効です。

これまでも、生ごみ堆肥化・減量等について講座を実施してきましたが、関係団体との連携のもと、自治会等への情報提供など、その充実に努めます。

1-4) 市民団体等との協働

これまでも市民団体などとの協働により、ごみの減量化や資源化に取り組んできたところであり、更なるごみの減量化と資源化を進めるため、市内の大学とも連携して、効果的な啓発手法等の研究を進めていくほか、地域で取り組める減量化や資源化の手法を具体的に検討します。

(発生・排出抑制、再使用、リサイクル)

1-5) 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される燃やせるごみの約4割は、水分を多く含む生ごみです。食材は使い切る、食べ残しをしない、生ごみを堆肥化する、ごみに出すときは水切りをするなどの取り組みにより、生ごみを減らすことができます。

生ごみの水切り・乾燥化の啓発や堆肥化容器（段ボール式、密閉式、コンポスター）の購入助成を継続していくほか、食材を使い切る調理方法や上手な食材の保存方法を普及させる「生ごみダイエット講習会」を開催し、生ごみの減量化を進めます。

1-6) リサイクルバンクの運営

家庭で不要となったまだ使える家具類やスポーツ用品等を、希望する市民に無償で提供するリサイクルバンク事業は、不要品の地域循環により、ごみとして出されないようにするリユース事業の中心となっています。

江別市では、このリサイクルバンクを再利用の実践・啓発の拠点として、引き続き運営していくほか、イベントやホームページ等を活用して不要な家具などを、必要とする市民へ効率的に引渡せる仕組み作りも検討します。

1-7) 集団資源回収の推進

自治会やPTAなど、地域の団体が自主的に取り組んでいる集団資源回収は、江別市のリサイクル事業の中で主要な位置を占めています。

集団資源回収は、行政収集（資源物収集）のように、収集体制や処理施設の整備といった公費負担の必要がないほか、市民間での地域協働にも一役果たしている面もあることから、従前より集団資源回収に奨励金を交付し、支援してきており、引き続き推進していきます。

また、これまでの古着等の布類の回収は、工業用ぞうきん（ウエス）等としての活用が可能な綿50%以上のものが中心でしたが、近年は衣類全般をリユースするシステムが構築されたことから、集団資源回収による衣類全般の回収が進むよう啓発し、回収量の増加に努めます。

1-8) 資源物収集の品目拡大の検討

混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」というように、リサイクルの推進にはより細かな分別が求められます。一方、分別品目の拡大は、収集運搬や処理コストを増加させるばかりでなく、市民による分別作業の負担が大きくなる側面もあり、この間のバランスが大切です。

市民アンケートでは、発泡スチロール、廃食用油、その他プラスチック、雑紙、木・枝木等について分別収集の要望がありましたが、上記の要件を踏まえ、分別品目の拡大について総合的に検討していきます。

1-9) グリーン購入の推進

リサイクルをより一層推進していくためには、商品の購入に当たって再生品の需要を喚起していくことも必要です。

従前より率先して再生品の優先購入を進めており、引き続きグリーン購入を推進していきます。

1-10) 事業系食品残渣再利用の推進（新規）

ごみ量の削減には、事業系廃棄物の減量化が重要であることから、産学官が連携して廃棄物の再利用等について研究する「北海道バイオマスネットワーク会議」に参加して、事業系食品残渣の減量化の手法等を研究してきました。

この研究内容を踏まえ、民間事業者が飼料化する試験を実施しており、今後の状況を見ながら事業化に向けた支援を進めていきます。

また、飼料化に向かない食品残渣についても、民間事業者と連携した堆肥化やバイオガス化などの研究を進めていきます。

1-11) 古着・古布及び小型家電の拠点回収（新規）

平成26年度から公共施設6か所に古着・古布及び小型家電の回収ボックスを設置し、拠点回収を行っています。

古着・古布については、集団資源回収で取り扱っていない地域や団体などがあることから、引き続き拠点回収を行っています。また、小型家電の拠点回収についても、小型家電リサイクル法等により市町村に処理責任があることから、引き続き拠点回収を行っています。

なお市民アンケートでは、古着・古布及び小型家電の拠点回収について、「知らなかった」との回答が約20%あったことから、更なる市民周知を行っていくほか、必要に応じて回収拠点の設置場所の見直し等を検討していきます。

基本方針 2 【適正なごみ処理の確保】

2-1) 安全・安心なごみ処理体制の確保

環境クリーンセンターは、ごみの中間処理と同時に、再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を行うごみ処理の中核施設で、ごみの適正処理にはなくてはならない施設です。

現在、長期包括委託により民間事業者がその運営管理を行っていますが、職員によるモニタリングを継続し、運転の効率化や適正な施設の維持管理に努め、安全・安心なごみ処理を引き続き行っていくほか、施設でのごみの適正な受入れを図るため、受入れ手法等について検討していきます。

2-2) 民間処分業者の活用

火災時の多量ごみ、大型動物の死体等、環境クリーンセンターで処理が困難な特殊なごみや、公共工事等で発生する伐採木や刈草等、処理の仕方により資源化ができるものについては、民間事業者により「一般廃棄物処分業」の許可を付与することで、その適正処理を確保するとともに、環境クリーンセンターや最終処分場への負荷を軽減しています。

当施設の特性を踏まえ、必要に応じ許可品目を拡大するなど、民間処分業者の活用を図っていきます。

2-3) 在宅医療廃棄物の適正処理

在宅医療廃棄物のうち注射針など鋭利なものは、針刺し事故の発生等、収集作業時等における感染の危険性があることから、医療関係者との協議により、江別市が処理できるものと、医療機関で処理すべきものなど、その範囲を明確化し、適正処理を行ってまいりました。

引き続き、医療機関と連携を取りながら市民周知に努め、在宅医療廃棄物の適正処理を図っていきます。

2-4) 地域生活環境の保全

(1) 不法投棄、野焼き防止の啓発・監視

不法投棄や野焼きは、法律によって禁止されています。地域の生活環境保全のため、看板やのぼりによる注意喚起や広報等での啓発を継続するほか、警察や消防等の関係機関と連携し、監視を強化していきます。

(2) ごみステーション管理の支援

ごみステーションは利用する地域の方により管理されていますが、ごみ出しのマナー違反やカラス等による飛散被害が見られます。

ごみ出しルールの違反については、ごみを収集しない理由を記した残置シールの貼付やごみの内容確認による排出者への直接指導などとともに、広報等を通じてルールの徹底を図っています。

一方、カラス対策については、ごみネットやカラス除けサークルの普及等、地域と連携して取り組んでおり、引き続き地域の取り組みを支援していきます。

(3) 共同住宅入居者へのごみ出しルールの徹底

大都市に隣接していることや学生数の多い江別市の特徴として、共同住宅が多い地区では入居者の入れ替わりが多いほか、生活時間の相違などにより、ごみ出しルールが守られていない場合も見受けられます。

ごみ出しルールについては、地域自治会や大学と連携して説明会を開催するほか、アパート管理会社や大学生協等を通じて、専用冊子を配布するなど周知・啓発を行っていますが、こうした取り組みを継続していきます。

2-5) 事業系ごみの適正処理

(1) 事業所への指導・啓発

事業系ごみは、事業者自身に適正処理の責任があります。

ごみ処理方法等については、これまで収集運搬許可業者を通じて日々の指導のほか、パンフレットの配布やセミナー開催等による啓発を行ってまいりました。

廃棄物の分別不徹底、処理ルート等の理解不足から、ごみ減量・リサイクルへの取り組みが進んでいない事業所に対しては、より一層効果的な指導や啓発を行ってまいります。

(2) 多量排出事業所の指導強化

事業系ごみについては、多量排出事業所の排出行動がごみの適正処理に大きく影響します。

ごみの組成分析や事業所アンケートでは、認識の違い等により、産業廃棄物の混入や、逆に家庭系ごみへの排出も一部に見られることから、引き続き江別市のごみ処理ルールの徹底について、多量排出事業所を中心に指導を強化していきます。

(3) 事業系資源物への支援の検討

小規模な事業所では、びんなどの資源物は、排出量が少ないことから、事業者の経済的メリットが小さいため、分別されずに燃やせないごみとして環境クリーンセンターに搬入されるケースが見られます。

こうした事業所から排出される少量の資源物についても、分別が図られ資源化が進むよう、支援の手法について検討していきます。

2-6) 大規模災害時のごみ処理体制の確保（新規）

近年は大規模な地震や局地的な豪雨による河川の氾濫などの災害が全国で発生していることから、市町村には大規模災害時のごみ処理体制の確保が求められています。

このため「江別市地域防災計画」と整合を図りながら、国・北海道・近隣市町村のほか、民間事業者とも連携して大規模な災害の発生に備えて、ごみ処理体制の整備を図っていきます。

基本方針 3 【市民の視点に立ったごみ処理システムの構築】

3-1) ごみ処理手数料の減免拡大

ごみ処理手数料の減免対象は、生活保護世帯に限っていましたが、福祉と子育ての支援の観点から、常時、紙おむつが必要な要介護高齢者や2歳未満の乳幼児等に拡大しました。

今後は、必要に応じて対象の拡大について検討します。

3-2) ごみ出し困難者に対する収集方法の検討

少子高齢化や核家族化により、ごみ出しが困難な高齢者等の単独世帯が増加する傾向が見られます。

こうしたごみ出し困難者は、現在は、家族や民生委員などの地域の福祉活動に支えられていますが、今後、一層の増加が予想されることから、収集方法のあり方について、これまでの地域での支援や福祉施策も踏まえ、検討していきます。

3-3) 燃やせるごみの早期収集

燃やせるごみの約4割は、カラス等が狙う生ごみが占めています。

ごみは朝9時までにごみステーションに出すこととしていますが、飛散防止にはその後の早期の収集が望まれます。

市民アンケートでも、早めの収集に対する要望が多く寄せられていることから、収集業務の地区割りや収集ルートなど収集体制のあり方について検討し、早期収集に努めていきます。

基本方針 4 【経済的・効率的なごみ処理の推進】

4-1) 施設の維持管理の推進

現在、中間処理が行われている環境クリーンセンターの運営管理は、長期包括委託により、安全で安心な施設の運転が継続されています。

しかし、長期包括委託満了年である平成33年度末で稼働から20年が経過することから、施設の延命化を含めた今後の方向性について、想定される課題の整理を進め、経済的・効率的なごみ処理の推進に向け検討していきます。

また、最終処分場については、管理型最終処分場として、その安全性を引き続き確保していきます。

4-2) ごみ処理業務の委託拡大

市民の期待するごみ処理の推進には、これまでの業務水準や安全性を維持しつつ、市民が負担するごみ処理費用を抑制していくことが必要です。

これまで指定ごみ袋の管理や不適正排出ごみの回収などの定型的な業務を委託することにより、効率的な業務の執行に努めてきました。今後は委託した業務内容を検証するほか、更なる業務の委託拡大について検討していきます。

4-3) 環境クリーンセンター処理手数料の検討

環境クリーンセンターでは、直接搬入される家庭系ごみや事業系ごみを有料で処理しており、その収入はごみ処理手数料合計の約3割を占めています。

環境クリーンセンターの搬入手数料の見直しについては、排出抑制や費用負担の公平化といった観点のほかに、指定ごみ袋や大型ごみなどのごみ処理手数料とのバランスに配慮しながら、引き続き江別市全体の手数料の見直しの中で検討していきます。

4-4) 広報誌等への有料広告掲載の募集

分別の手引き、収集日カレンダーに有料広告を掲載し、広告収入を確保して経費節減に努めるほか、掲載内容の充実を図ってきました。

また、分別の手引きを隔年発行し、作成や配布にかかる経費の節減も図りました。引き続き、清掃広報物の内容の充実とのバランスを図りながら経費の節減に努めていきます。

4-5) 新しいコスト計算手法の導入研究

施設の維持費等ごみ処理費が増大する今日、より低コストで良質なごみ処理サービスを提供していくためには、事業に要する費用の必要性や効率性等を全国統一的な基準を用いて比較検証していくことが必要です。国の動向や他市の状況などを見ながら、引き続き新しい計算手法の導入について研究していきます。

4-6) 収集手法・収集区分等の検証（新規）

(1) 大型ごみ収集区分の検証

平成22年10月に実施した大型ごみ収集は、それまでごみステーションに出せなかった大型家具やガスコンロなど発火性のあるもの、鉄アレイなどの硬いかたまり状のものについて、事前の電話申し込みにより、戸別に収集するものです。

今後は、この大型ごみ収集の品目や収集方式について検証し、必要に応じて見直します。

(2) 指定ごみ袋の統合と新設の検証

平成22年10月に実施した指定ごみ袋の統合と新設は、それまで別々に作成していた燃やせるごみ袋と燃やせないごみ袋を統合したことで、市民には袋を使い分ける手間をなくし、取扱店には保管・販売の手間を軽減し、作成などに要する経費の節減を図るほか、合わせて少量排出の要望を踏まえて、5リットル袋を新設したものです。

今後は、現在5種類ある指定ごみ袋の大きさ等について検証し、必要に応じて見直します。

(3) 収集業務の一括委託の検証

平成22年10月に実施した収集業務の一括委託は、それまで燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみの収集について、個別に業務を委託してきたものを、大型ごみ収集も含めて一括して委託することにより、業務量に応じた車両や人員の調整が可能となることに伴う収集運搬業務の効率性の向上を図るものです。

今後は、収集運搬業務の一括委託による業務の効率性を検証していくほか、収集運搬体制等の確保に努めていきます。

(4) 資源物・危険ごみの同日収集の検証

平成22年10月に実施した資源物・危険ごみの同日収集は、それまで月1回の危険ごみでは曜日違いの排出が多く見られ、収集上の支障となっていたことから、月2回の資源物の収集と同じ日としたことで、こうした支障を解消し、同時に車両の効率的な運用を図るものです。

今後は、資源物・危険ごみの同日収集の排出の利便性や収集上の効率性について検証し、必要に応じて見直します。

(5) 燃やせないごみの収集回数の見直しの検証

平成22年10月に実施した燃やせないごみの収集回数の見直しは、平成20年10月に実施した分別区分の変更により、燃やせないごみの量が半減したことから、年末年始や引っ越しシーズンの春先などの排出量が増加する時期を除き、週1回から月2回に変更したものです。

今後は、収集回数について、排出量と市民利便性のバランスを見ながら、必要に応じて見直します。